

第四十八条の表第九十五条第八項の項中「保有欄か、又は質権欄か」を「保有欄であるか、又は質権欄であるか」に改める。

第六十二条第一項中「第四十四条第一項第十五号」を「第四十四条第一項第十四号」に改める。

第一百五条中「第六十六条第一号」を「第六十六条第一号イから二まで」に、「第二条第二十四項」を「第二条第十七項」に改め、同条の表第六十七条第一項の項中「第二条第二十五項」を「第二条第十八項」に改め、同項の前に次のように加える。

第六十六条第一号	次に掲げる要件のすべてに該当する社債（第八十三条において「短期社債」という。）	投資信託及び投資法人に関する法律百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債
----------	---	---

第一百二十二条中「第二条第十二項に規定する受益権」を「第二条第七項に規定する受益権」に改め、同条の表第六十六条第二号の項中「第二十五条第一項又は第四十九条の四第一項」を「第四条第一項又は第四十九条第一項」に改め、同表第六十七条第一項の項中「第二条第十二項」を「第二条第七項」に改め、同表第八十四条第二項の項中「第五条第七項」を「第六条第七項」に改め、同表第八十五条第一項の項中

「第三十条第六項」を「第十七条第六項」に改める。

第一百三十五条第二項中「第四十四条第一項第十五号」を「第四十四条第一項第十四号」に改める。

附則第二十八条第一項中「第六十六条第二号」を「第六十六条各号」に改め、同条第二項中「第一条第二十五項」を「第二条第十八項」に改める。

附則第三十二条第一項中「第二十五条第一項又は第四十九条の四第一項」を「第四条第一項又は第四十九条第一項」に改め、同条第二項中「第二条第十一项」を「第二条第七項」に改める。

附則第三十三条中「投資信託委託業者」を「投資信託委託会社」に、「同条第十八項」を「同条第十一項」に、「第二十条第二項」を「第十七条第二項」に、「第四十九条の十一第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

(確定拠出年金法の一部改正)

第一百八十六条 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一百条第六号中「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第一条第二項」を「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一条第九項」に、「投資顧問業者」

を「金融商品取引業者」に改める。

(商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第一百八十七条 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「前条の規定による改正後の証券取引法」を「証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二百二十九号）第三条の規定による改正後の金融商品取引法」に、「新証券取引法」を「新金融商品取引法」に改め、同条第二項及び第三項中「新証券取引法」を「新金融商品取引法」に改める。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第一百八十八条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

第三十八条第三項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に改める。

(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正)
第一百八十九条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十八号を削り、同条第十七号の二を同条第十八号とし、同条第十九号を次のように改める。

十九 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者

第二条第二十号中「証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十二項」を「金融商品取引法第一条第三十項」に改める。

第二条第二十一号を次のように改める。

二十一 削除

第二条第二十四号を次のように改める。

二十四 削除

第二一条第二十六号及び第二十七号を次のように改める。

二十六及び二十七 削除

第二条第三十三号を次のように改める。

三十三 削除

第十三条第一項第一号中「第二十号」を「第二十号」に、「から第二十六号まで、」を「第二十五号及び」に改め、「及び第三十三号」を削り、同項第七号を次のように改める。

七 削除

第十三条第一項に次の一号を加える。

十四 第二条第四十号に掲げる金融機関等 政令で定める行政庁

第十三条第二項中「証券取引法第六十五条の二第一項」を「金融商品取引法第三十三条の二」に、「同法第六十五条第二項各号に掲げる有価証券又は取引に係る同項各号に定める行為（同条第一項ただし書に該当するものを除く。）」を「登録金融機関業務（同法第三十二条の五第一項第二号に規定する登録金融機関業務をいう。第四項第一号において同じ。）」に、「当該行為」を「当該登録金融機関業務」に改

め、同条第四項第一号中「第二条第十八号、第十九号、第二十一号及び第三十三号」を「第一条第十九号」に改め、同項第一号を次のように改める。

二 登録金融機関業務に係る行為

第十八条（見出しを含む。）中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百九十条 この法律の施行の際現に第五十七条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる旧抵当証券業規制法の規定により抵当証券の販売又はその代理若しくは媒介を行つてゐる旧抵当証券業者については、前条の規定による改正前の金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第二条第二十六号及び第十三条第一項第一号の規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、なお効力を有する。

（証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一
部改正）

第一百九十二条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成

十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第八十六条中「新証券取引法及び新金融先物取引法」を「金融商品取引法」に、「新証券取引法第二条第三十一項に規定する証券取引清算機関及び新金融先物取引法第二条第十五項に規定する金融先物清算機関」を「金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関」に改める。

(日本郵政公社法の一部改正)

第一百九十二条 日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第四号中「有価証券等」を「有価証券その他の資産」に改め、同号イ中「証券取引所」を「金融商品取引所(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。リ及び第八号において同じ。)」に改め、同号リ中「証券取引所」を「金融商品取引所」に改め、同条第八号中「金融先物取引所」を「金融商品取引所」に改め、同条第十号口中「投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条第二項に規定する者)」を「金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者)」に、「同条第四項」を「同条第八項第十二号口」に、「同項」を「同号口」に改める。

(独立行政法人雇用・能力開発機構法の一部改正)

第一百九十三条 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改する。

第十五条第六項中「証券業者」を「金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者」に改め、同条第七項中「証券業者」を「金融商品取引業を行う者」に改める。

（独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正）

第一百九十四条 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）の一部を次のように改する。

附則第八条第四項中「証券会社」を「金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者」に改め、同条第五項中「証券会社」を「金融商品取引業を行う者」に改める。

（破産法の一部改正）

第一百九十五条 破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一百五十条第六項第三号中「第二条第二十四項」を「第二条第十七項」に改める。

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第一百九十六条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、社債等の振替に関する法律目次の改正規定中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、第二条第一項に十号を加える改正規定のうち第二十一号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二条第一項第十一号」を「第二条第一項第二十一号」に改め、第十一条第二項の改正規定中「第四十四条第一項第十五号」を「第四十四条第一項第十四号」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、第二十二条第一項の改正規定中「第三十条の二第一項」を「第十八条第一項」に、「第四十九条の十一」を「第五十四条第一項」に改め、第六章の次に六章を加える改正規定のうち第二百二十六条第一項中「第二条第二十一項」を「第二条第十四項」に改め、同改正規定のうち第二百二十七条第一項中「第二条第二

十二項」を「第二条第十五項」に改め、同改正規定のうち第二百二十七条第二項中「第二条第二十二項」を「第二条第十六項」に改め、同改正規定のうち第二百二十八条第一項の表を次のように改める。

登録株式質権者 登録投資口質権者	登録投資口質権者
株主名簿 投資主名簿	投資主名簿
発行総数 発行総口数	発行総口数
吸收合併等 新設合併等	新設合併
新設合併等 消滅会社等	新設合併
合併等効力発生日 合併の効力発生日	合併の効力発生日
合計数 合計口数	合計口数

超過数	超過口数
口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限口数
特定被通知株主	特定被通知投資主
少數株主権等	少數投資主権等
事業年度	営業期間
特別株主	特別投資主
存続会社等	存続投資法人
新設会社等	新設投資法人

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第六章の次に六章を加える改正規定のうち第二百二十八条规定の表第二百三十二条第一項第四号の項中「第二条第二十一項」を「第二条第十四項」に、「第二条第二十二項」を「第二条第十五項」に改め、同改正規定のうち第二百二十八条第二項の表第二百三十二条第一項の表の項中「第二条第二十二項」を「第二条第十六項」に改め、同改正規定のうち第二百三十五条第一項の表を次のように改める。

登録株式質権者						登録優先出資質権者	口数
総数						総口数	
振替数						振替口数	
株主名簿						優先出資者名簿	
発行総数						発行総口数	
吸収合併等						吸収合併	
新設合併等						新設合併	
消滅会社等						消滅協同組織金融機関	
合併等効力発生日						合併の効力発生日	
存続会社等						存続協同組織金融機関	
合計数						合計口数	超過口数
超過数							

口座管理機関分制限数	口座管理機関分制限口数
特定被通知株主	特定被通知優先出資者
少数株主権等	少数優先出資者権等
特別株主	特別優先出資者
株券喪失登録者	優先出資証券喪失登録者
新設会社等	新設協同組織金融機関

第一条のうち、社債等の振替に関する法律第六章の次に六章を加える改正規定のうち第十一章第三節の節名中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同改正規定のうち第二百七十条の見出し中「証券取引所」を「金融商品取引所」に改め、同条中「新設合併消滅株式会社証券取引所」を「新設合併消滅株式会社金融商品取引所」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「新設合併設立株式会社証券取引所」を「新設合併設立株式会社金融商品取引所」に改め、同改正規定のうち第二百七十二条第一項中「新設合併消滅株式会社証券取引所」を「新設合併消滅株式会社金融商品取引所」に、「新設合併設立株式会社証券取引所」を「新設合併設立株式会社金融商品取引所」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に

改め、同改正規定のうち第二百七十二条第二項中「吸收合併存続株式会社証券取引所」を「吸收合併存続株式会社金融商品取引所」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「新設合併設立株式会社証券取引所」を「新設合併設立株式会社金融商品取引所」に、「新設合併消滅会員証券取引所」を「吸收合併消滅会員金融商品取引所」に、「新設合併消滅会員証券取引所」を「新設合併消滅会員金融商品取引所」に、「の社員」を「の会員」に改め、同改正規定のうち第二百七十二条第三項及び第四項中「新設合併設立株式会社証券取引所」を「新設合併設立株式会社金融商品取引所」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同改正規定のうち第二百七十二条第一項中「新設合併消滅株式会社証券取引所」を「新設合併消滅株式会社金融商品取引所」に、「新設合併設立株式会社証券取引所」を「新設合併設立株式会社金融商品取引所」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同改正規定のうち第二百七十二条第二項及び第三項中「株式会社証券取引所」を「金融商品取引法」に改め、同改正規定のうち第二百七十二条第四第二項」を「金融商品取引法第八十七条の六第二項」に改め、同改正規定のうち第二百七十三条の見出し中「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同条中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「吸收合併存続株式会社証券取引所」を「吸收合併存続株式会社金

「十一條」に改め、「」を加え、附則第三十二条第一項の改正規定中「」を削りの下に「「並びに第百二十二条」を「第百二十二条」に改め」を加え、附則第三十二条の改正規定中「投資信託委託業者」を「投資信託委託会社」に改め、附則第三十四条第一項の改正規定中「」を削りの下に「「並びに第百二十三条」を「第百二十三条」に改め」を加え、附則第三十五条第一項の改正規定中「「並びに第百二十七条」の下に「並びに第七章から第十二章まで」を「」を加え、「並びに第百二十七条」を「第百二十七条並びに第七章から第十二章まで」に改め」に改め、附則第三十六条第一項の改正規定中「附則第三十六条第一項中」の下に「「並びに第百二十七条」を「第百二十七条」に改め、「」を加え、附則第三十六条第一項中」の下に「「並びに第百二十七条」を「第百二十七条」に改め」を加え、附則第三十七条に改め、同改正規定のうち附則第三十八条中「投資信託委託業者」を「投資信託委託会社」に、「第三十条第二項」を「第十七条第一項」に、「第四十九条の十一第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則第六条第六項中「及び住所又は名称」を「又は名称及び住所」に改める。

附則第九条第二項中「主務省令」を「内閣府令・法務省令」に改める。

附則第十四条第一項中「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に、「第二条第一二項」を「第二条第十五項」に、「第二条第二十一項」を「第二条第十四項」に改め、同条第四項中「第二条第二十三項」を「第二条第十六項」に改める。

附則第十九条第二項及び第二十条中「第三十九条の五第一項」を「第三十九条の五」に改める。

附則第三十一条中「第二条第二十二項」を「第二条第十五項」に改める。

附則第三十五条第一項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

附則第四十八条及び第五十四条中「第七号」を「第八号」に改める。

附則第五十五条の見出し中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同条中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、証券取引法第二十三条の八第二項の改正規定の前に次のように加える。

第二条第八項第十七号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

附則第五十五条中「第二十八条の四第二項」を「第二十九条の四第一項」に、「第三十四条第一項第一号の二、第六十五条第二項第一号」を「第三十三条第二項第一号」に、「第一百三条第一項」を「第一百三条の二第一項」に改める。

附則第五十八条中「及びト」を「及びチ」に改める。

附則第七十一条中「同号ト」を「同号チ」に改める。

附則第七十三条中「第七号」を「第八号」に改める。

附則第七十八条中「同号ト」を「同号チ」に改める。

附則第九十四条中「同項第七号」を「同項第八号」に改める。

附則第九十九条を次のように改める。

第九十九条 削除

附則第一百三条を次のように改める。

第一百三条 削除

附則第一百十一条中「同項第七号」を「同項第八号」に改める。

附則第二百二十六条中「同号ト」を「同号チ」に改める。

附則第二百二十七条中「第十三条第五項本文中「及び」を「第十三条第一項第十号中「」に改め、「まで」を」の下に「〔第三十六号及び第三十七号〕に、同条第五項中「及び第三十四号から第三十七号まで」を」を加える。

附則第二百三十二条中信託業法第九十一条第九項の改正規定を削る。

(証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百九十七条 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第一条の規定による改正後の証券取引法（以下「新証券取引法」という。）」を「証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号。以下この条において「平成十八年証券取引法改正法」という。）第三条の規定による改正前の証券取引法」に改め、「限る。」の下に「であつて、平成十八年証券取引法改正法第三条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権

利に該当するもの」を加え、「新証券取引法」を「新金融商品取引法」に改める。

(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部改正)

第一百九十八条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第六項中「証券業者」を「金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二百五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者」に改め、同条第七項中「証券業者」を「金融商品取引業を行う者」に改める。

（年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正）

第二百九十九条 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「証券業」を「金融商品取引業」に、「當む」を「行う」に改める。

第二十一条第一項第一号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「同法第二百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物（）を「有価証券に係る標準物（同法第二条第二十